

## 野木町建設工事等請負業者指名停止基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、野木町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託、物品の購入、役務の提供及び公有財産の売却等（以下「町工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、町工事等の入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が、工事事故等又は贈賄、不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

### (指名停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときの指名停止の期間は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第6号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 町長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本町の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号ア又は第5号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本町又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第6条 町長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ別記様式第1号、別記様式第2号又は別記様式第3号により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町工事等に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 事業主管課長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事など特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 事業主管課長は、指名停止の期間中の有資格業者が町工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(審査機関)

第10条 指名停止等の措置に関しては、野木町建設工事請負業者指名選考委員会（以下「指名委員会」という。）において審査する。

(報告)

第11条 事業主管課長は、所管する町工事等について、有資格業者が別表各号の措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに別記様式第4号を作成し、政策課長を経て町長に報告しなければならない。

(決定)

第12条 町長は、前条の報告を受けたときは、指名委員会の審査を経て指名停止等の措置を決定するものとする。ただし、指名停止等を決定するまでの間、町長が必要と認めた場合は指名保留の措置を行うことができる。

2 町長は、前項の指名委員会の審査結果について必要があると認めたときは、再審査に付すことができる。

(指名停止期間の取扱)

第13条 指名停止期間が指名競争入札参加資格の有効期間の残月数を超えるときには、次の指名競争入札参加資格申請が行われ、有資格業者となった場合は、当該超える期間を引き続き適用するものとする。また、次の指名競争入札参加資格申請が行われなかった場合は、残月数を超える場合は、町工事等の下請人になることはできない。

附 則

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。ただし、措置の原因となる事実又は行為が平成22年3月31日以前に発生したものについては、従前の例による。

2 野木町建設工事請負業者指名停止基準（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

野木町内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 町工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の落札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>(2) 町工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(3) 町内における工事等で前号に掲げる以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、町工事等の施工等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 町工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(6) 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>(7) 町工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>(8) 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2（第2条関係）

贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 使用人（有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>5か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が栃木県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が栃木県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5か月以上18か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>

措置要件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(4) 次の場合において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>ア 町工事等に係る違反行為</p> <p>イ 栃木県内における工事等に係る違反行為（上記アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ウ 上記ア及びイ以外の工事等に係る違反行為</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>5か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>(5) 町工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(6) 次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>(7) 町工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(8) 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(9) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(10) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>



措置要件	期 間
<p>(11) 入札執行事務に関して秘密とされている情報について聞き出そうとする行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力団等)</p> <p>(12) 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(13) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(14) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(15) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(16) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p>